

一般社団法人日本男性看護師会 会員の皆さまへ

看護職賠償責任保険のご案内

看護職賠償責任保険

2026年1月



この保険の特長

- 一般社団法人日本男性看護師会の看護師、准看護師、保健師・助産師の方を対象とする保険です。
- 日本国内で行った、保健師助産師看護師法に定められた業務を対象とします。
- 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。
- 業務中の対人事故だけでなく、業務中に他人の財物に損害を与えた場合や人格権侵害も補償します。

看護職賠償責任保険とは

看護師・准看護師・保健師・助産師の方(以下、看護職といいます。)が日本国内で行う業務(※)の遂行に起因して事故が発生した場合、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

＜ご注意ください＞

- ① お支払対象の事故が起こった場合、看護職の方は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。
- ② 保険期間中に事故が発見された場合のみ補償の対象となります。
- ③ 賠償責任保険では、被保険者(補償の対象となる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。
- ④ 被保険者が助産所の開設者である場合、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任は補償対象外となります。

お支払いの対象となる事故は

補 償	保険金お支払いの対象となる事故
身体賠償 (看護職特約条項)※基本補償	看護業務に起因して第三者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
財物賠償 (看護職特約条項)※基本補償	看護業務に起因して第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
受託物賠償 (看護職特約条項)※基本補償	患者の所持品(メガネ・入歯など)を預かった際に落として壊してしまったような場合
刑事弁護士費用 (看護職特約条項)※基本補償	看護業務の対象者が死傷した場合において、業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合
人格権侵害担保追加条項 (看護職特約条項用)※オプション	患者の個人情報等を不当に漏えいして、本人・家族から名誉き損で訴えられたような場合
初期対応費用担保追加条項 (看護職特約条項用)※オプション	事故発生時に迅速な対応を必要とするような場合(事故発生時の通信費用など)
被害者対応費用担保追加条項 (看護職特約条項用)※オプション	身体障害発生時(死亡または8日以上入院)において、社会通念上妥当な範囲の見舞費用を看護職が負担した場合

お支払いする保険金の種類

- 損害賠償金(示談、和解等による場合でも対象となります。)
- ① 身体事故・・・被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等
- ② 財物事故・・・被害物の修理費・再購入費用等 (受託物についてはその時価額が限度となります。)
- ③ 人格権侵害・・・人格権侵害に対する慰謝料等
- 争訟費用
 - ・訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用等
 - ※損保ジャパンの事前の承認が必要です。
- 刑事弁護士費用
 - ・刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用
 - ※損保ジャパンの事前の承認が必要です。
- 初期対応費用
 - ・事故調査費用、通信費等で妥当な費用(ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。)
 - ※社会通念上妥当な金額であり、かつ被保険者が支出した費用にかぎり、病院が支出すべき費用は対象となりません。
- 被害者対応費用
 - ・身体事故のため死亡または8日以上入院した被害者に対する見舞金または見舞品
 - (ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。)
 - ※病院の承諾を得て支出した、社会通念上妥当な費用にかぎります。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

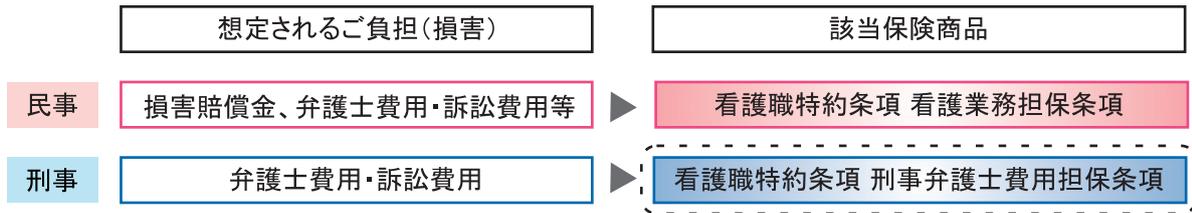
補償内容(保険金額)と保険料

(保険期間1年)

	プラン①	プラン②
身体賠償	1事故 1億円 保険期間中 3億円	1事故 5,000万円 保険期間中 1億5,000万円
財物賠償 (受託・管理財物を含む)	1事故 100万円	1事故 50万円
人格権侵害	1事故 100万円 保険期間中 500万円	1事故 100万円 保険期間中 500万円
初期対応費用 見舞金・見舞品	1事故 500万円 1事故 3万円(見舞金・見舞品)	1事故 300万円 1事故 2万円(見舞金・見舞品)
刑事弁護士費用	1事故・保険期間中 500万円	1事故・保険期間中 500万円
保険料	¥6,080	¥4,960

刑事弁護士費用とは・・・

医療機関における医療行為は「チーム医療」の考え方が普及しており、チーム医療における体制不備を主因とした起訴等により、医師の他、看護職も医療刑事事件の当事者となる可能性があります。刑事弁護士費用は、当事者となった看護職が防御のために生じた費用(刑事事件に関する弁護士費用・訴訟費用)を補償します。



■ 刑事弁護士費用担保条項の概要

保険金額	<p>保険期間(1年)を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。</p>
保険金をお支払いする場合	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p>
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	<p>この担保条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注1)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。</p> <p>(注1) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注2) ②裁判所が略式命令を発した時(注3) ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注4) (注2) 検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 (注3) その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 (注4) 第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>1. 次の事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象</p> <p>2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 など</p>
ご加入方法	<p>2024年2月1日以降保険始期の全てのご契約に割増保険料なしで自動セットされます。</p>

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み

この商品は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項等をセットしたものです。

保険契約者

一般社団法人日本男性看護師会

保険期間

2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで1年間となります。

申込締切日

2025年12月15日

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者

一般社団法人日本男性看護師会の会員である看護師、准看護師、保健師・助産師

被保険者

一般社団法人日本男性看護師会の会員である看護師、准看護師、保健師・助産師

お支払方法

2025年12月20日までに保険料をご加入窓口までお支払いください。

お手続き方法

添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口のご担当者までご送付ください。

中途加入

保険期間の中途でのご加入は、1月・4月・5月・7月・10月)となります。下記申込締切日までに日本男性看護師会
ご担当者までお申し出ください。保険期間は下記責任開始日から2027年1月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、20日までにまで窓口のご担当者までお支払いください。

責任開始日	加入申込締切日	保険料支払期日	プラン①	プラン②
1月1日(木)	12月15日(月)	12月20日(土)	¥6,080	¥4,960
4月1日(水)	3月15日(日)	3月20日(金)	¥4,560	¥3,720
5月1日(金)	4月15日(水)	4月20日(月)	¥4,050	¥3,310
7月1日(水)	6月15日(月)	6月20日(土)	¥3,040	¥2,480
10月1日(木)	9月15日(火)	9月20日(日)	¥1,520	¥1,240

中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のご担当者までご連絡ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

◆◆◆ 看護職特約条項 ◆◆◆

<第1章 看護業務担保条項>

被保険者である看護師・准看護師・保健師・助産師の方(以下、看護職といいます。)*の業務*の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(ご加入いただけるのは上記資格をお持ちの方にかぎります。)

*業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項> (2024年2月1日始期以降契約より)

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

保険金をお支払いする主な場合	
第1章 看護業務上の事故	<p>被保険者(注1)が、日本国内において看護業務等を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)*が発生し、またはその財物(その看護業務等の対象となる者から受託している財物(以下「受託物」といいます。)*を含みます。)*を損壊した場合(以下「事故」といいます。)*において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費(注2)等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注3))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)被保険者とは、看護師、准看護師、保健師、助産師をいいます。 (注2)修理費、再調達に要する費用については、被害財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 (注3)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識したとき(認識し得たときを含みます。)*、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。)*のいずれか早い時点でなされたものとします。</p> <p>※保険期間開始前の看護業務等にもとづく事故であっても、保険期間中に発見されれば、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>※被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、被保険者個人の帰責割合(被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。)*に応じた金額のみをお支払いします。</p> <p>※病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払対象になる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	
	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">①被保険者の故意によって生じた賠償責任 <li style="width: 50%;">⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 <li style="width: 50%;">②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 <li style="width: 50%;">⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 <li style="width: 50%;">③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)*に対する賠償責任 <li style="width: 50%;">⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任 <li style="width: 50%;">④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 <li style="width: 50%;">⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任 <li style="width: 50%;">⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 <li style="width: 50%; text-align: right;">など <li style="width: 50%;">⑥特別な約定により加重された賠償責任
保険金をお支払いする主な場合	
第2章 刑事弁護士費用	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など
保険金をお支払いできない主な場合	
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 <li style="width: 50%;">⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 <li style="width: 50%;">②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 <li style="width: 50%;">⑧所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 <li style="width: 50%;">③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 <li style="width: 50%; text-align: right;">など <li style="width: 50%;">④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 <li style="width: 50%;">(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。 <li style="width: 50%;">⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 <li style="width: 50%;">⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

◆◆◆ 初期対応費用 ◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
看護業務等上の事故が生じたことにより、被保険者が損害を負担するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者が負担した以下の費用をお支払いします。(社会通念上妥当な費用にかぎります。) (1) 事故現場の保存・記録に要する費用 (2) 事故原因・状況の調査に要する費用 (3) 事故現場の取り片付けに要する費用 (4) 通信費 ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。	
保険金をお支払いできない主な場合	
直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ① 被保険者の故意によって生じた賠償責任 ② 保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③ 所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)に対する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	⑤ 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥ 特別な約定により加重された賠償責任 ⑦ 戦争、変乱、暴動、騒じようまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 など

◆◆◆ 被害者対応費用 ◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
看護業務等を遂行することにより、他人が死亡したり8日間以上の入院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者がその所属する組織の責任者の承諾を得て支出した以下の費用をお支払いします。(社会通念上妥当な金額にかぎります。) (1) 見舞金 (2) 見舞品購入費用 ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。	
保険金をお支払いできない主な場合	
直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ① 被保険者の故意によって生じた賠償責任 ② 保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③ 所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)に対する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	⑤ 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥ 特別な約定により加重された賠償責任 ⑦ 戦争、変乱、暴動、騒じようまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 など

◆◆◆ 人格権侵害担保追加条項 ◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
被保険者または被保険者以外の者が看護業務等の遂行に起因して保険期間中に行った以下の不当行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。 <人格権侵害> (1) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 (2) 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 <宣伝障害> (1) 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2) 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 (3) 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 ただし、1回の事故につき訴訟費用等を除き損害の額が加入者証記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。	
保険金をお支払いできない主な場合	
前記に掲げる事項の他、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ① 被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任 ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任	④ 事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤ 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑥ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦ 契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑧ 宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任 ⑨ 価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任 など

ご加入にあたってのご注意

●この保険では、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

■ご加入時における注意事項（告知義務等）

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）看護職賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。
・被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。） など

■ご加入後における留意事項（通知義務等）

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等の記載事項の変更
（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

・ご契約者（ご加入者）の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。

継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

●2010年4月1日以降発生の事故から、次の①から④までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

①被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

②被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

③相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

④被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

* 保険法により③の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●補償の対象となる事故は、保険期間中に発見された事故にかぎります。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
この保険はクーリングオフの対象とはなりません。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入にあたってのご注意(続き)

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- (1)以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - ②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③損害賠償の請求の内容
- (2)他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- (3)損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- (4)損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- (5)損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- (6)他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- (7)上記の(1)～(6)のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

万一事故にあわれたら(続き)

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 株式会社エフケイ 東京支店 担当:鈴木 豪(すずき つよし)
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町3丁目10-1かしきち人形町ビル7F
TEL 03-8264-8441 携帯 080-9218-5318 MAIL suzuki.tsuyoshi@efu-kei.jp
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 広域代理店開発営業部 広域プロ開発課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1丁目26-1
TEL 050-3808-5039
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110
<受付時間>
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。